## 水質汚濁防止法の改正の概要について(平成24年6月1日施行)

(1)対象施設の拡大(改正後の水濁法第5条第3項関係)

## 有害物質を貯蔵する施設等の設置者(①、②)は、施設の構造等について、 知事等に届出が必要となります。

- (1) 有害物質貯蔵指定施設(有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設)の設置者
- ②全量を下水道に放流するなどのため、これまでの水質汚濁防止法に基づく届出をしていない有害物質使用特定施設の設置者

【有害物質】水濁法施行令第2条に規定されている、シアン、六価クロム、PCB、 テトラクロロエチレン、ベンゼン、チウラム、ふっ素など全26物質

(2) 構造等に関する基準遵守義務等(改正後の水濁法第12条の4関係)

有害物質を使用、貯蔵等を行う施設の設置者(①、②、③)は、 構造等に関する基準を遵守することが義務づけられます。

①、②:上記のとおり ③:公共用水域への排出がある有害物質使用特定施設の設置

者(水質汚濁防止法に基づく届出事業者)

(3) 定期点検の義務の創設(改正後の水濁法第14条第5項関係)

有害物質を使用、貯蔵等行う施設の設置者(①、②、③)は、施設の構造・使用の方法等について、定期的な点検が必要になります。 ①、②、③ :上記のとおり

## 群馬県の生活環境を保全する条例の改正の概要について(水質・土壌関係)

(平成24年7月1日施行)

(1)土壌汚染のおそれがある場合の調査義務(改正後の条例第45条関係)

水質有害物質使用特定施設などの設置者(①、②、③、④)は、上記定期点検の結果や 事故の発生により土壌汚染のおそれがある場合は、その状況を調査し、 知事等に報告することが義務づけられます。

①、②、③:上記のとおり ④:群馬県の生活環境を保全する条例の水質有害物質使用特定施設(公共用水域への排出の有無を問わない)

(2)水質汚濁防止法及び土壌汚染対策法との整合 水質汚濁防止法(自主測定など)及び土壌汚染対策法(3条調査など)の改正に合わせ、両法との整合を図ります。